平成２８年（フ）第４５４号
神奈川県厚木市愛名943番地３　サンライズ青山205
債務者　渡辺　尚樹
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５５５７号
東京都新宿区四谷４丁目33―301
債務者　伊藤有利子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５９３号
東京都渋谷区本町１丁目41―８　宇田川荘１―D
債務者　栗原　利康
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６１０号
東京都足立区伊興本町１丁目16―26―203
債務者　下山　香織
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６１４号
東京都板橋区徳丸２丁目16―１―302
債務者　奥山　一
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６１５号
東京都板橋区徳丸２丁目16―１―302
債務者　奥山　晴美
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６２０号
東京都墨田区石原４丁目12―11―602　マッハ50ビル
債務者　矢作　久
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６２１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎177―２―203
債務者　横田　有司
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６３０号
東京都大田区南馬込５丁目32―６―301
債務者　加藤　広子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６３２号
東京都世田谷区北沢５丁目32―７―206
債務者　和久　友宣
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４００号
静岡市駿河区有明町10番７号　有東団地22棟13号
債務者　渡邉　久枝
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８５号
東京都東久留米市野火止２丁目21番14号
債務者　藤原　敏子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６４５号
東京都西東京市南町３丁目11番17号
債務者　星野　雅人
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２３号
東京都町田市金森７丁目19番７―201号
債務者　定山東周こと　チェドンジュ　崔東周
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７８号
静岡県藤枝市茶町３丁目３番43号
債務者　山田　幸枝
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部